#### 令和7年度事業計画書

## I 基本方針

市町の財政支援のための貸付事業・交付金交付事業を軸に、人材育成事業及び助成事業を引き続き実施する。特に人材育成事業については、市町職員が行政事務をより円滑に処理できるよう、研修内容を充実させることにより、住民福祉の増進に資するよう努めていく。

### Ⅱ 事業計画

- 1 資金貸付事業(定款第4条第1項第1号)
- 〇市町等に対し、災害対策事業及び施設整備事業等の資金として貸付を行う。
  - (1)長期貸付

①貸付枠 : 12億円

〔当協会資金 6億円、全国協会資金 6億円〕

②貸付対象事業:地方債同意等基準に係る一般単独事業等

③貸付条件: 償還期限は5年(据置期間1年)、10年(据置期間2

年)、12年(据置期間2年)、15年(据置期間3年)及び20年(据置期間4年)とし、償還方法は半年賦元金又は元利均等償還とする。貸付利率は国の財政融

資資金貸付金利を勘案し、理事長が別に定める。

(2) 短期貸付

災害緊急融資事業及び災害防止対策事業等

2 市町村振興宝くじ交付金の交付事業(定款第4条第1項第2号)

(予算額: 227,006 千円)

〇佐賀県から交付される新市町村振興宝くじ(ハロウィンジャンボ宝くじ等)の県交付金の全額及び市町村振興宝くじ(サマージャンボ宝くじ等)の県交付金の40%を、市町が行う地方財政法第32条に定める事業に対して交付する〔均等割1/3、人口割2/3〕。また、風水害、火災、地震等の災害が発生した市町へは、別の定めにより災害支援金を交付する。

# 3 人材育成事業(定款第4条第1項第3号)

(予算額: 41,120 千円)

〇住民二-ズの多様化・高度化に対応できる市町職員の育成と資質の向上を図るための各種研修を実施する。

### (1) 各種研修会の実施

住民サービスを直接提供する市町職員の人材力を高めるため、「階層別研修」「職能別研修」「能力開発研修」「専門課題研修」「まちづくり戦略セミナー(県内住民も対象)」及び「現地調査型行政課題研修(国内)(海外)」を実施する。新規研修は「会計年度任用職員研修」「DX&デザインシンキング研修」及び「採用面接研修」を予定〔全47講座(セミナー含む):募集人員計3,370人〕。

(2) 市町村アカデミー等で開催される研修への助成 全国の市町村職員等を対象として専門的かつ実務的な研修を実施している「市町村アカデミー(千葉県)」「国際文化アカデミー(滋賀県)」の研修を県内市町職員が受講する際の受講経費の全額を助成する。

#### 4 市町振興助成事業(定款第4条第1項第4号)

(予算額:5,000 千円)

- 〇佐賀県市長会、佐賀県町村会、佐賀県市議会議長会及び佐賀県町村議会議長会が行う市町の振興並びに地方自治の振興に関する事業に対し、これに要する費用の一部を助成する。
  - (1) 市町首長等及び議会議員研修事業への助成 地方自治制度や行政施策の現状と課題等について、より専門的に理解を 深め、住民ニーズ等の的確な把握と地域の多様な課題解決への一助とな ることを目的とした研修事業に対して助成する。
  - (2) 地方自治に係る大会等参加旅費への助成 首長や議員が全国組織等への政策提案や要望活動事業及びブロック会議 や研修等への出席に要する旅費等について助成する。
- ○公益法人及び一部事務組合が行う地方自治の振興や住民の福祉増進への寄与 を目的とした事業(公益目的事業)の実施に要する費用の一部を助成する。

## 5 市町の振興に関する情報提供事業(定款第4条第1項第5号)

(予算額: 2,690 千円)

〇市町行政を担う職員をはじめ県内住民に対して、市町の振興に関する有益な 情報提供活動等を実施する。

### (1) 行政講演会の開催

直面する行財政の課題等について必要な知識や情報を習得するため、全国の大学や研究所、その他専門的な研究を行っている機関等の第一人者を招いて開催する。

### (2) 佐賀県市町ハンドブックの作成

県内住民に市町の状況を広く知ってもらうほか、行政業務に活用してもらうため、佐賀県内20市町の人口、面積、行財政資料等を中心にタイムリーな情報を一覧形式に掲載した冊子を作成。市町職員及び一般県民等に頒布するとともに、ホームページにも掲載することで、広く閲覧できるようにする。